

中核市市長会議

[平成30年10月]

(配付資料)

日 時 平成30年10月19日(金)

15:00～16:30

会 場 全国都市会館

2階 大ホール

<目 次>

- (1) 大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請について
(中核市市長会) P 1
- (2) 大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請について
(中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会) P 4
- (3) 中核市市長会災害相互応援協定に基づく応援経費の
負担について P 6
- (4) 平成30年度プロジェクト活動報告について
 - ① 幼児教育・保育の無償化検討プロジェクト P 11
 - ② 地方への人材還流プロジェクト P 20
 - ③ スポーツを核としたまちづくりプロジェクト P 22
- (5) 中核市市長会提言書等採択について
 - ① 幼児教育・保育の無償化検討に関する提言(案) P 24
 - ② 「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言(案) ... P 25
 - ③ スポーツを核としたまちづくりに向けた提言(案) P 28
 - ④ 平成31年度税制改正に関する要請(案) P 29
- (6) 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について ... P 34
- (7) 指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との
連携事業について P 36
- (8) 平成31年度事業計画案について P 38
- (9) 「中核市サミット2019 in 長野」の開催について なし
- (10) 中核市サミット開催市の決定方法について P 40
- (11) 「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」
について P 42
- (12) 中核市市長会東京事務所職員派遣に関する
新たな手法について P 44
- (13) その他

大規模地震及び豪雨災害に関する 緊急要請

～あらゆる自然災害から国民の命を守るために～

平成 30 年 9 月
中核市市長会

平成30年6月18日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」では、近畿地方を中心に400名を超える死者・負傷者や5万4千棟を超える家屋損壊などの被害をもたらした。

また、「平成30年7月豪雨」では、岡山県や広島県、愛媛県など1府10県に特別警報が発令され、河川の氾濫により屋根まで完全に浸水する家屋の被害、土砂災害等では家屋が巻き込まれる被害が発生するなど、200名を超える死者・行方不明者、約5万棟の家屋被害をもたらした。

さらに、9月には「平成30年台風21号」及び「平成30年北海道胆振東部地震」が発生し、多数の人的・物的被害をもたらしたところである。

これらの災害では、多くの中核市においても甚大な被害が発生し、被災した中核市では、中核市間の協定に基づく相互応援のほか、国の各機関や多くの自治体から多大なる御支援をいただき、人命最優先の救援捜索活動やライフラインの復旧に迅速に対応するとともに、現在は、被災者の生活支援や地域の復興に全力で取り組んでいるところである。

近年では、「平成26年8月豪雨」や「平成27年9月関東・東北豪雨」、「平成28年熊本地震」、「平成29年7月九州北部豪雨」など、全国各地で大規模な自然災害が頻発し、今後も地球温暖化による気候変動に伴う集中豪雨の増加、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧されており、こうした災害は全国のどこでいつ起きてもおかしくない状況にある。

自然災害において、人命はもちろんのこと、国民の財産、国や地方自治体が整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れず、また、これらの復旧・復興に相当な時間と多大な労力を要することは必至であり、各中核市は自然災害による住民生活への影響の大きさを改めて痛感している。

大規模な災害が発生した場合、国の全面的な支援なくして復旧・復興を実現することは困難であり、今般の災害においても特段の配慮をお願いするところであるが、本来、このような甚大な被害が発生することがないように、財政健全化の目標はあるものの、国においてはそれにとらわれることなく積極的かつ大胆に年度当初から予算を投入し、国を挙げて迅速に国土強靱化に取り組み、国民の安全・安心な生活を保障していくことが何よりも重要である。

このようなことから、次のとおり緊急要請を行う。

～あらゆる自然災害から国民の命を守るために～

- 1 大規模地震に備えるべく、都市基盤を始めとするあらゆる社会資本の耐震化及び老朽化対策とともに、災害時のライフラインである緊急輸送道路の整備を推進すること
- 2 平成30年7月豪雨を始めとする近年の水害を検証し、効果的かつ効率的な治水施設の運用と更なるハード対策を推進するとともに、河川管理施設が常にその機能を発揮できるよう、河道の掘削や樹木伐開を始め適切に維持管理を実施すること
- 3 地球温暖化を背景とする昨今の気候変動を踏まえ、川幅の拡幅や築堤・堤防補強などの河川改修やダム事業といった抜本的な治水事業全般を加速するとともに、壊滅的な被害を回避できる高規格堤防の整備を強力に推進すること
- 4 大規模な土砂流出等による国民生活への深刻な影響を回避、軽減するため、急傾斜地対策事業等の土砂災害対策を推進すること
- 5 被災者が一日も早く自らの生活を取り戻し、生活再建につながるよう、被災者生活再建支援制度を始めとした各支援制度の迅速かつ幅広い運用や支援の拡充を行うこと
- 6 上記事業を着実に推進するための十分な予算を確保し、強力に防災・減災対策と被災者支援を推進するとともに、地方自治体の取組に対しても所要の財政措置を講じること

平成30年9月27日

中核市市長会

大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請

平成三十年六月十八日に発生した「大阪府北部を震源とする地震」は、大阪府内で観測史上最大となる震度6弱を観測し、近畿地方を中心に四百名を超える死者・負傷者や五万四千棟を超える家屋損壊などの被害をもたらした。

また、「平成三十年七月豪雨」により西日本では河川の氾濫により屋根まで完全に浸水する家屋の被害、土砂災害等では家屋が巻き込まれる被害が発生するなど、二百名を超える死者・行方不明者、約五万棟の家屋被害が発生した。

これらの災害は、多くの中核市においても甚大な被害が発生し、被災した中核市では、中核市間の協定に基づく相互応援のほか、国の各機関や多くの自治体からの支援のもと、人命最優先の救援捜索活動やライフラインの復旧に迅速に対応するとともに、被災者の生活支援や地域の復興に全力で取り組んでいるところである。

そうした中、今月には「平成三十年台風二十一号」及び「平成三十年北海道胆振東部地震」が発生し、多数の人的・物的被害をもたらしたところであるが、近年、全国各地でこのような大規模な自然災害が頻発しており、地球温暖化による気候変動に伴う集中豪雨、さらには南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生が危惧されている。自然災害において、国民の生命・財産はもとより、国や地方自治体がこれまで整備を進めてきた都市基盤を失うことによる社会的・経済的な損失は計り知れない。また、都市基盤の復旧・復興には相当な時間と多大な労力を要しており、各中核市は自然災害による住民生活への影響の大きさを改めて痛感している。

大規模な災害が発生した場合、国の全面的な支援なくして復旧・復興を実現することは困難である。今般の災害において、被災した各中核市においては、災害への緊急対応に多額の費用負担が生じており、国の財政措置における特段の配慮が必要である。そして、国においては災害復旧に要する経費のみならず、このような甚大な被害が発生することがないよう、予防保全的な災害対策への財政措置の充実を図るとともに、国を挙げて迅速に国土強靱化に取り組み、国民の安全・安心な生活を保障していくことが何よりも重要である。

中核市五十四市は、人口規模二千七十三万人と我が国人口の六分の一を占めており、地方自治における中核市の存在と責任はより一層高まっている。我々「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」は、中核市が核となり、地域の活力を高め、日本経済の活性化、住民福祉の向上などを推進することを目的に、党派を超える国会議員で構成する組織である。

ここに、中核市が地域の拠点都市としての機能を果たすとともに、「災害に強いまちづくり」の実現に向けて全力で取り組むことができるよう国会議員の会の会員二百二名の総意として、以下の事項について積極的な措置が講じられるよう緊急要請するものである。

- 一、大規模地震に備えるべく、都市基盤を始めとするあらゆる社会資本の耐震化及び老朽化対策とともに、災害時のライフラインである緊急輸送道路の整備を推進すること
- 一、「平成三十年七月豪雨」を始めとする近年の水害を検証し、効果的かつ効率的な治水施設の運用と更なるハード対策を推進するとともに、河川管理施設が常にその機能を発揮できるよう、河道の掘削や樹木伐開を始め適切に維持管理を実施すること
- 一、地球温暖化を背景とする昨今の気候変動を踏まえ、川幅の拡幅や築堤・堤防補強などの河川改修やダム事業といった抜本的な治水事業全般を加速するとともに、壊滅的な被害を回避できる高規格堤防の整備を強力に推進すること
- 一、大規模な土砂流出等による国民生活への深刻な影響を回避、軽減するため、急傾斜地対策事業等の土砂災害対策を推進すること
- 一、被災者が一日も早く自らの生活を取り戻し、生活再建につながるよう、被災者生活再建支援制度を始めとした各支援制度の迅速かつ幅広い運用や支援の拡充を行うこと
- 一、右記事業を着実に推進するための十分な予算を確保し、強力に防災・減災対策と被災者支援を推進するとともに、地方自治体の取組に対しても所要の財政措置を講じること

平成三十年九月二十八日

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会

世話役	会長	衆議院議員	衛藤	征士郎
	幹事	衆議院議員	加藤	勝信
	幹事	参議院議員	金子	原二郎
	幹事	衆議院議員	古屋	範子
	幹事	参議院議員	西田	実仁
	幹事	衆議院議員	岸本	周平
	幹事	参議院議員	増子	輝彦
	幹事	衆議院議員	逢坂	誠二
	副幹事	参議院議員	谷合	正明
	副幹事	参議院議員	江島	潔
	副幹事	参議院議員	古賀	友二郎

※提言先

内閣府特命担当大臣（防災）
 小此木 八郎 殿
 国土交通大臣
 石井 啓一 殿

【議事 3】

中核市市長会 被災地応援に係る経費負担について

1 被災地応援の経緯

(1) 大阪府北部地震（平成30年6月18日）

高槻市からの応援要請に基づき姫路市、和歌山市、倉敷市、呉市及び福山市から被害建物等の調査のため、延べ53名の職員派遣を実施

(2) 平成30年7月豪雨（平成30年7月5日～7月8日・激甚災害指定）

①物資支援：倉敷市及び呉市からの応援要請に基づき中核市各市から食料、飲料水、衛生用品等を支援。その他、有志によるプッシュ型支援も実施

②職員派遣：倉敷市からの応援要請に基づき全国の中核市（大阪北部地震及び平成30年7月豪雨の被災市を除く。）から避難所運営、物資管理、罹災証明等の受付、災害廃棄物の受入指導等の用務のため、延べ3812名の職員派遣を実施

(3) 平成30年台風21号（平成30年9月4日）

東大阪市からの応援要請に基づき岐阜市、豊橋市、岡崎市及び豊田市からブルーシート1200枚を給与

2 「中核市災害相互応援協定」と国県による財源措置との食い違い

現状、中核市災害相互応援協定及び同実施細目の規定により、災害応援に要した経費は応援の内容によって応援要請市又は応援市に負担が区分されている。

一方で、激甚災害に指定され、災害救助法の規定に基づいて応援した場合は、都道府県を通じて応援市から全額被災都道府県への求償ができ、また、それ以外の場合は、応援に要した経費の8割を上限として応援市から国へ特別交付税が申請できることとされており、災害相互応援協定に従うことで国県の財源措置の機会を逸する仕組みとなっている。本年の各種災害応援を契機として、災害応援協定を原則としつつも、応援市間の平等性に配慮した上で、費用負担のあり方を整理する必要がある。

【中核市災害相互応援協定の経費負担区分】

	応援に係る経費	応援要請市	応援市
物資支援	食糧、飲料水、生活必需品等の購入費及び輸送費	○	
	被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等、災害からの復興に必要な資器材及び物資の購入費及び輸送費	○	
	救援及び救助活動に必要な車両等の借上料、燃料費等	○	
	上記以外の経費		○
職員派遣	応援職員の旅費及び諸手当	○	
	応援職員の公務災害補償に要する経費		○
	応援職員が応援業務中に第三者に損害を与えた場合の賠償 (応援要請市への往復の途中に生じたもの)	○	(○)

※現状の整理では国の財源措置が想定されていない。

【参考】

○中核市災害相互応援協定（抜すい）

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

○中核市災害相互応援協定実施細目（抜すい）

（経費等の負担）

第2条 協定第1条第1号から第3号までの規定の応援に要する経費のうち、次に掲げる経費は応援を要請した市（以下「応援要請市」という。）の負担とし、その他の経費は応援をした市（以下「応援市」という。）の負担とする。

- （1）協定第1条第1号及び第2号に掲げる食糧等の購入費及び輸送費
- （2）協定第1条第3号の車両等の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 協定第1条第4号の応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）の旅費及び諸手当は、応援市の条例等の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内において応援要請市の負担とする。
- （2）応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は応援市の負担とする。
- （3）応援職員が応援業務中第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものに係る賠償については応援要請市が、応援要請市への往復の途中において生じたものに係る賠償については応援市の負担とする。
- （4）前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請市と応援市との間で協議して定める。

3-1 応援経費の負担の整理 (案)

一般的な災害

応援の区分	主な経費	国の財源措置	応援要請市へ求償	必要な書類
1 炊出し給与	①主食（米穀、弁当、パン等）、副食費（調味料等）の購入費 ②飲料水（ペットボトル等）の購入費 ③燃料費 ④機械、器具器物及び備品の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費（炊飯器、鍋、やかん等の使用謝金・借上料、包装紙、使い捨て食器等の購入費）等	応援市から特別交付税を申請	応援に要した経費の全体額から特別交付税の算定方法により算定した額を差し引いた額。（中核市災害相互応援協定及び同実施細目の規定により応援市の負担となるものを除く。）	・支出証拠書類（写） ・費用の内訳
2 飲料水の供給	水道用水の緊急応援経費（水道施設の復旧は対象外）等		【特別交付税の算定方法】 被災都道府県又は被災市からの要請等により行った被災地域の応援等に要した経費について、次の算式によって算出された額。（応援に要した実費の8割を上限とし、算定した額が5割に満たない場合は5割とする。）	・支出証拠書類（写） ・費用の内訳
3 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与	①被服、寝具、身の回り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等） ②日用品（石鹸、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等） ③炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等） ④光熱材料（マッチ、プロパンガス等） ⑤その他消耗機材 等		$A \times (15,521 \text{ 円} + B) + C \times (12,747 \text{ 円} + B) + (D \times 443 \text{ 円}) + (E \times 175 \text{ 円}) + (F \times 0.5)$	・支出証拠書類（写） ・費用の内訳
4 物資等の輸送 （飲料水、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義捐物資等、被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送に係る経費。ただし、防疫対策用の機械器具及び資材等は除く。）	①物資購入費（補充の場合を含む。） ②時間外勤務手当 ③輸送費 ・旅費（運賃、宿泊費等） ・自動車賃借料 ・自動車燃料費 ・通信運搬費 等		$A \cdots$ 被災地の救助活動等の応援に出動した市の消防職員の延出動日数 $B \cdots$ 応援市の属する都道府県の都道府県庁所在地から被災都道府県の都道府県庁所在地までの往復交通費に3分の1を乗じて得た額。（被災都道府県内の応援の場合は740円） $C \cdots$ 被災地の応急措置等に従事した職員（消防職員を除く。）の延従事日数 $D \cdots$ 応援市が当該市の施設等で受け入れた被災者の延滞在日数（人日） $E \cdots$ 被災市から転入した児童及び生徒の延在籍日数 $F \cdots$ 災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費	・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
5 避難所の運営	①時間外勤務手当 ②旅費 ③自動車賃借料 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信運搬費（電話、配送委託料等）		$C \cdots$ 被災地の応急措置等に従事した職員（消防職員を除く。）の延従事日数 $D \cdots$ 応援市が当該市の施設等で受け入れた被災者の延滞在日数（人日） $E \cdots$ 被災市から転入した児童及び生徒の延在籍日数 $F \cdots$ 災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費	・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
6 物資配送仕訳	①時間外勤務手当 ②旅費 ③自動車賃借料 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信運搬費（電話等）		$C \cdots$ 被災地の応急措置等に従事した職員（消防職員を除く。）の延従事日数 $D \cdots$ 応援市が当該市の施設等で受け入れた被災者の延滞在日数（人日） $E \cdots$ 被災市から転入した児童及び生徒の延在籍日数 $F \cdots$ 災害に係る派遣職員に付随する物資の応援その他の経費	・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
7 その他の応援 （家屋被害認定調査、罹災証明の受付、災害廃棄物の受入調整、避難所の連絡調整、リエゾン業務等）	①時間外勤務手当 ②旅費（運賃、宿泊費等） ③自動車賃借料 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信運搬費（電話等）		※特別交付税に関する省令第3条（市町村に係る12月分の算定方法）の表及び第5条（市町村に係る3月分の算定方法）の表から抜すい	・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料

3-2 応援経費の負担の整理 (案)

激甚指定災害

応援の区分	主な経費	国県の財源措置	応援要請市へ求償	必要な書類
1 炊出し給与	①主食（米穀、弁当、パン等）、副食費（調味料等）の購入費 ②飲料水（ペットボトル等）の購入費 ③燃料費 ④機械、器具器物及び備品の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費（炊飯器、鍋、やかん等の使用謝金・借上料、包装紙、使い捨て食器等の購入費）等	災害救助法の規定により応援都道府県を通じて被災都道府県へ全額求償(プッシュ型支援を含む。)	※災害救助法で全額補償されるため不要	<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・費用の内訳
2 飲料水の供給	水道用水の緊急応援経費(水道施設の復旧は対象外) 等			<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・費用の内訳
3 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与	①被服、寝具、身の回り品（洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等） ②日用品（石鹸、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等） ③炊事用具及び食器（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等） ④光熱材料（マッチ、プロパンガス等） ⑤その他消耗機材 等			<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・費用の内訳
4 物資等の輸送 (飲料水、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義捐物資等、被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送に係る経費。ただし、防疫対策用の機械器具及び資材等は除く。)	①物資購入費（補充の場合を含む。） ②時間外勤務手当 ③輸送費 ・旅費（運賃、宿泊費等） ・自動車賃借料 ・自動車燃料費 ・通信運搬費 等			<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
5 避難所の運営	①時間外勤務手当 ②旅費 ③自動車賃借料 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信運搬費（電話、配送委託料等）			<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
6 物資配送仕訳	①時間外勤務手当 ②旅費 ③自動車賃借料 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信運搬費（電話等）			<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料
7 その他の応援 (家屋被害認定調査、罹災証明の受付、災害廃棄物の受入調整、避難所の連絡調整、リエゾン業務等)	①時間外勤務手当 ②旅費（運賃、宿泊費等） ③自動車賃借料 ④自動車燃料費 ⑤消耗品 ⑥通信運搬費（電話等）	応援市から特別交付税を申請	<p>応援に要した経費の全体額から特別交付税の算定方法により算定した額を差し引いた額。 (中核市災害相互応援協定及び同実施細目の規定により応援市の負担となるものを除く。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・支出証拠書類（写） ・時間外勤務手当については、職員別計算資料 ・旅費については、職員別の旅行内容、金額の分かる計算資料 ・その他費用の内訳の分かる資料

幼児教育・保育の無償化に関する提言

参考資料

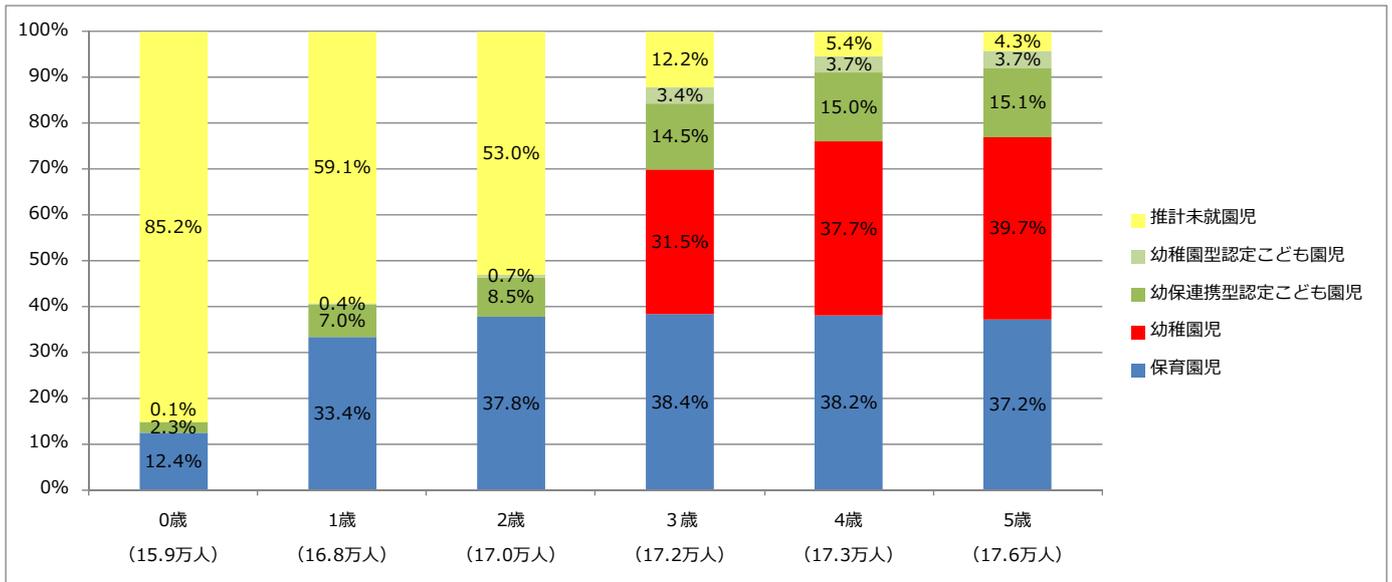
平成30年 月

中核市市長会

提言のテーマ

1. 財源確保
2. 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性等

中核市における保育園と幼稚園の年齢別利用者割合



★本集計は、国の「第1回幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の資料3、P.1で示されたグラフとほぼ同じ手法で整理している。

※保育園の数値は平成29年の「待機児童数調査」（平成29年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成28年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。

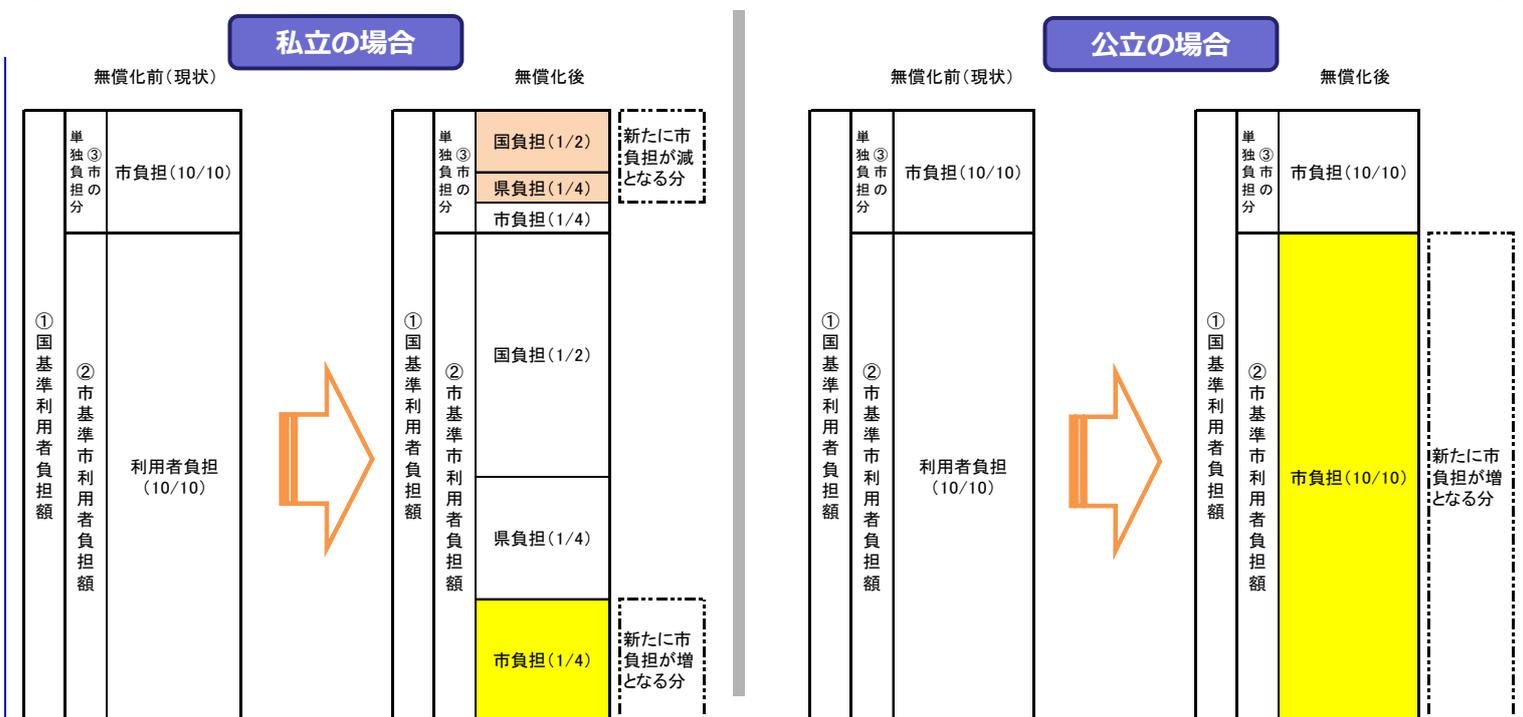
※幼稚園の数値は平成29年度「学校基本調査」（確定値、平成29年5月1日現在）より。なお、「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。※幼保連携型認定こども園の人数は平成29年度「認定こども園に関する状況調査」（平成29年4月1日現在）より。

※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成28年10月1日現在）より。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数及び保育園在園者数を差し引いて推計したものである。

影響額試算における財源構成の前提条件（保育所の事例）

- 既存の財源スキームを前提にすると、**私立保育所の場合**、公費負担額を国：県：市＝2:1:1で負担することとなるので、**無償化が実施された場合**、その影響も上記負担割合で分散する。
⇒従って、これまで**市単独で軽減**をしていた部分についても、**国・県の財源が充当**されると考えられる。
- 一方で、**公立の場合**、全額が**市負担**（ただし旧国庫補助部分は普通交付税で密度補正）のため、**無償化の影響は全額市へ**。



中核市における幼児教育・保育の無償化に係る影響額（試算）

（単位：百万円、表示単位未満四捨五入）

	計算式	中核市合計	中核市平均
私立保育所	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	△ 7,693	△ 142
私立認定こども園（2・3号）	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	△ 3,025	△ 56
公立保育所・認定こども園等	市基準保育料	11,046	205
公立幼稚園	市基準保育料	1,972	37
新制度私立幼稚園（1号）	市基準保育料×1/4－（国基準保育料－市基準保育料）×3/4	17	0
私学助成幼稚園（就園奨励費）	国基準一財ベース金額が2倍になる（尼崎市試算）として推計	11,313	210
合計		13,630	252

※全中核市に対して行った基礎数値調査に基づいて尼崎市で試算。

※項目ごとに、集計可能な回答のあった中核市の数値のみを集計している。

- 中核市全体で、約**136億円**の新たな財政負担が発生。（1団体平均2.5億円）
- 特に、就園奨励補助金や公立保育所の影響額が大きく、新制度に移行していない幼稚園や公立保育所が多い中核市への財政的影響が懸念。
- 一方で、私立保育所・認定こども園については、これまで市独自で軽減していた保育料も国の無償化対象となる場合、財政負担が軽減されることとなる。
（私立保育所に限定すれば、6市を除きすべての中核市が財政負担の軽減）
- このほか、試算は困難だが、認可外施設や幼稚園の預かり保育等に係る無償化の影響も見込まれる。

消費税率引き上げの使途と国・地方の配分割合

国の「経済政策パッケージ」において、消費税率2%分引き上げの使途が示されているが、これは国・地方の合計値。現行法・平年度ベースで機械的に単純試算すると、国・地方の配分割合は次のとおりとなる。

消費税率引き上げによる税収増		5兆円強	
使途の内訳	教育負担の軽減・子育て層支援・介護人材の確保等	2.5兆円強	
	経済政策	幼児教育の無償化	1.7兆円程度
		待機児童の解消	
		保育士の処遇改善	
		高等教育の無償化	
介護人材の処遇改善			
その他	0.8兆円程度		
財政再建	2.5兆円強		

○国の取り分：3.5兆円程度
地方の取り分：1.5兆円程度
（うち地方消費税1.2兆円、地方交付税0.3兆円）

○国の取り分：1.2兆円程度
地方の取り分：0.5兆円程度
（うち地方消費税0.4兆円、地方交付税0.1兆円）

※中核市の地方消費税交付金増収見込額（推計値）
⇒約1,000億円

（参考）

社会保障財源として活用される、消費税率引き上げ分の5%については、

- 国分：3.46%**（国税としての消費税率分3.80%、うち地方交付税法定率分▲0.34%）
- 地方分：1.54%**（うち地方消費税分1.2%、地方交付税分0.34%）

という形で国・地方へ配分がなされる。

（上記内容で国と地方の協議の場において合意し、関係法令が制定されている）

財源負担に関する論点整理

- 今回の幼児教育・保育の無償化においては、地方財政に負担を生じさせることなく実施する旨、かねてから要望してきたところ。
- とここで、ここに言う「地方財政に負担を生じさせることなく」には、2通りの解釈がある。

① 無償化に係る財政負担については、すべてを国庫支出金等でまかない、一般財源ベースの歳出に影響が出ないようにする。

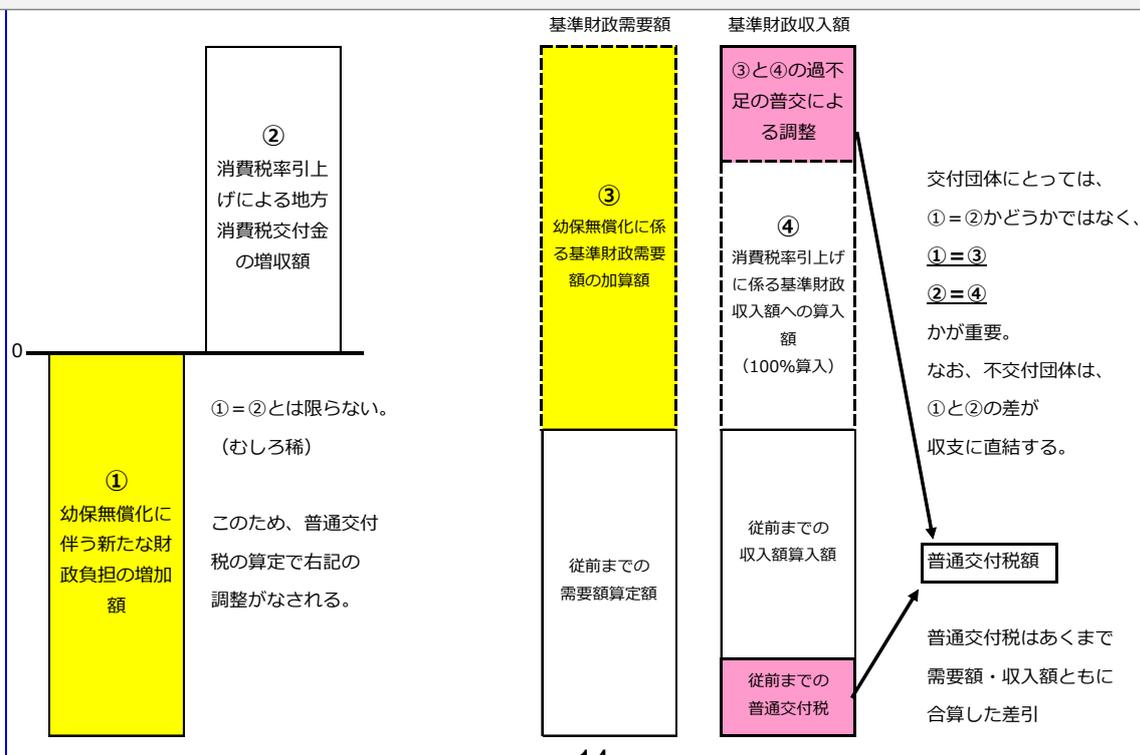
- 仮に無償化影響額のすべてが国庫支出金等で措置されれば、中核市に財政負担は一切生じない。
- 一方で、今回の施策の財源とされている消費税率引上げ分の中には、地方消費税や地方交付税の増収分も含まれている。
- すべてを国庫支出金等で措置すると、交付団体⇔不交付団体間の財政格差が拡大。
(交付団体は地方消費税の増収分が普通交付税の算定で相殺されるが、不交付団体は国庫支出金等も地方消費税も純増)

② 地方負担に対して地方消費税が充当されるとともに、普交の基準財政需要額で適切に算定されることで、結果として影響が出ない姿とする。

- 一般財源ベースで生じる地方負担について、これをまかなう形で地方消費税が充当されるとともに、個別団体の普通交付税の算定において適切に当該財政需要が措置されれば、結果として「新たな財政負担」は生じない。
- 交付税措置を活用することで、財政格差の拡大は一定抑制できる。
- 一方で、これらが適切に措置されても、地方一般財源総額が拡大しない場合、無償化に係る増算定が別項目の減算定で相殺され、地方が自由に使える財源が減少する。

普通交付税の算定を通じた財政調整のしくみ

- 一般論として、地方税の増収を財源に新たな政策に取り組み、これに係る地方負担が交付税措置される場合、団体ごとの財政的影響の考察に際しては、「①財政負担の増」「②税収の増」「③需要額の増に伴う普通交付税の増」「④税収の増に伴う普通交付税の減」の4点を漏れなく押さえた検討が必要。
- この4点すべてを合算した結果が±0であれば「新たな財政負担は生じない」と言えるのではないかと。



地方一般財源総額の同水準化と幼保無償化の関係

経済財政運営と改革の基本方針2018（抄）

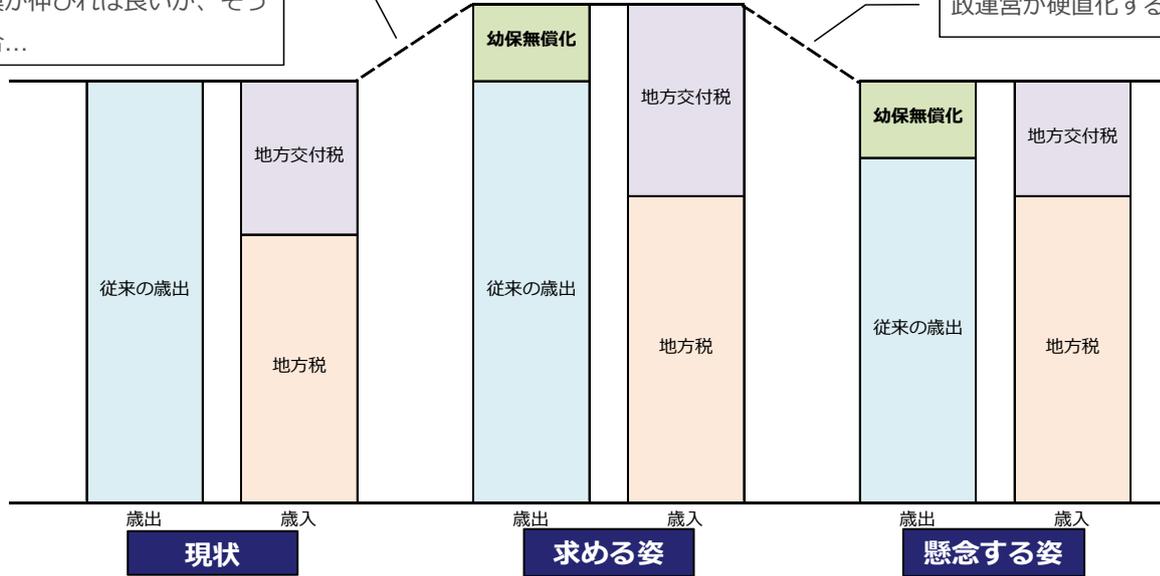
地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう**実質的に同水準を確保**する。

地方財政計画におけるイメージ

※一般的に、普通交付税の算定は地方財政計画の考え方を踏まえて行われる。

幼保無償化に係る影響が積み上がり、地財の規模が伸びれば良いが、そうでない場合...

従来の歳出削減で調整され、地方の財政運営が硬直化する懸念。



⇒「実質的な同水準」のためには、地財計画の規模拡大等が必要。

財源負担に関する国への提言

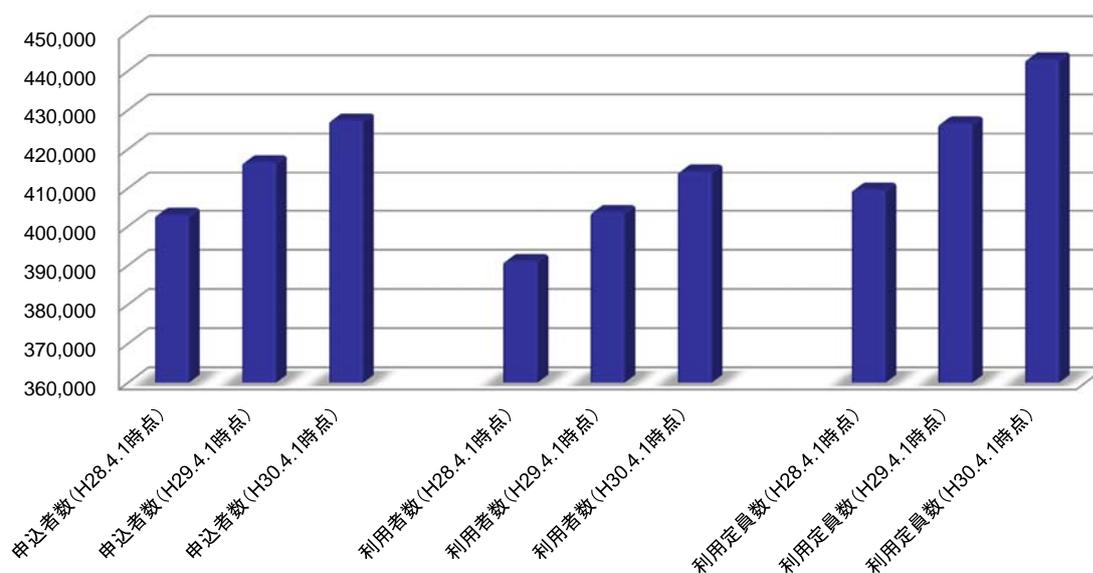
- 無償化に際しては、システム改修経費等の事務費も含めて、地方に新たな財政負担を生じさせることのないようにすべき。特に、地方消費税交付金も財源となる形の場合、地方に新たな財政負担が生じない形にするためには、地方財政計画の規模拡大等が必要。
- 具体的な財源論の検討に当たっては、幼児教育・保育サービスの提供の状況が中核市ごとに異なること、また、新制度未移行の私立幼稚園や公立保育所、公立幼稚園が多い中核市は、財政負担の大幅な増加が見込まれることを踏まえ、幼稚園就園奨励費補助に係る国庫補助率の引上げや、公立保育所等に係る一層のきめ細かい交付税措置を行うべき。

提言のテーマ

1. 財源負担のあり方
2. 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性等

中核市における申込者数等の状況

全中核市調査 集計結果(定量的項目)



- ① 2カ年で申込者数は約2万4千人、利用者数は約2万3千人増加
- ② 申込者数－利用者数は約1万3千人(未入所児童発生市は49市/54市)

無償化に伴う新たな中核市の事務負担について（主なもの）

- 認可外保育施設等の利用者に対する保育の必要性の認定に係る業務
- 認可外保育施設（の利用者）への補助金の支給に係る業務
- 認可外保育施設の事業者及び利用者の把握や管理に係る業務
- 認可外保育施設の届出に係る業務
- 認可外保育施設への指導監督に係る事務
- 認可保育施設（施設型給付費等）や他事業（一時預かり事業等）の無償化に係る業務

無償化先行実施団体に対するヒアリングの結果

- 既に先進的に（一部）無償化を実施している自治体に対してヒアリング調査を行った結果、次のことが明らかに。

A市の事例

- 今年度から4・5歳児の無償化を実施しているが、現状において、無償化の保育需要への影響までは分析できていない。
- **認可外保育施設も対象**としており、その補助金支給（個人への年1回の償還払い）に係る**事務量は増えている**。

B市の事例

- 29年度から全年齢区分で無償化を実施している。その結果、**支給認定者数は増加**。
【参考】2号認定者数の推移
H27:1,479人
H28:1,409人
H29:1,682人
H30:1,759人
- H29とH30の人口を比較すると、総数については▲121人の減である一方で、**0-5歳人口に限定すると+128人の増**となっている。

待機児童の解消と保育の質の向上に係る国への提言

- 無償化の実施に伴い、その対象とならない3歳未満児を含めさらなる保育需要の拡大が見込まれることを踏まえ、無償化の実施と合わせて、これまで以上に踏み込んだ待機児童解消策や保育の質の向上に向けた取組が必要であり、財源の確保も含め、これらを一体的に国の責任において実施すべき。
- 特に、深刻な保育士不足への対応としての一層の処遇改善等の推進、保育の受け皿としての保育所等の整備に係る補助率の嵩上げの継続について、国において財政措置をはじめとしたこれまで以上の支援が必要。
- 中核市では、無償化の対象となる認可外保育施設に対し、設置届の受理や保育の質の向上のための支援、指導監督等を行っている。無償化によりこれらの業務量の増加が見込まれる中、これまで以上に質の向上に向けた取組が必要であることから、保育の質の確保や子どもの安全確保に関する指導・助言を行う巡回支援指導員の配置に係る経費等について、十分な財政措置を講じるべき。

地方への人材還流プロジェクト経過報告について

1. プロジェクト研究テーマ及び目的について

研究テーマ	地方における若者を中心とした人材の確保
目 的	東京圏への転入超過は22年連続しており、東京一極集中には歯止めがかかっていない状況にあることから、若者を中心とした地方への人材還流に向けた取組を一層強化し、地方における人材の確保と地域活力の維持を図ることが重要である。そうしたことから、平成30年度については、若者の修学・就業や地方移住の推進等について中核市間で情報共有を図るとともに課題点等を整理し、中核市が担うべき役割等について検討するとともに、国に対しても具体的かつ実効性のある施策立案を求める要望・提案を行うことを目的とする。
内 容	若者を中心とする地方への人材還流を促す取組として、地方における若者の修学・就業の促進、地方移住の推進の2項目に焦点を絞り、それぞれの項目に係る各市の現状、課題、取組状況等について意見交換を行う。 また、それらを通じて中核市として取り組むべき事項や各市に共通する課題等を抽出し、取組の推進に向けた要望・提案として取りまとめていく。

2. これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備【4月～5月】

- ・活動計画(案)の作成。
- ・地方における若者を中心とした人材の確保を促す取組を大きく3つの項目に分け(①地方における若者の修学・就業の促進、②企業の地方拠点の強化等、③地方移住の推進)、各項目に係る現状と課題を第1回会議の発言要旨として構成市へ照会。

(2) 第1回プロジェクト会議【5月14日】

- ・活動計画(案)の承認。
- ・(1)の発言要旨を会議資料として、出席9市により取組状況の紹介、意見交換。構成市から出された主な課題や取組等は以下のとおり。

【各項目に係る主な課題や取組等】

- ① 地方における若者の修学・就業の促進について
 - ・地域の発展や課題解決に寄与する魅力ある公立大学の設置
 - ・大学と連携した地元での修学や就業の増加につながる取組
 - ・雇用条件の改善、労働環境の整備、企業の魅力向上
 - ・地元企業を知る機会の創出
 - ・地元企業や地方生活の効果的なPRとマッチング
- ② 企業の地方拠点の強化等について
 - ・地方拠点税制における地方への移転に関する認定要件が厳しい
 - ・企業誘致などによる雇用の場の確保
 - ・既存の税制支援、助成制度に加えた支援制度の検討
 - ・首都圏から地方への移転のデメリットを上回る税制優遇
- ③ 地方移住の推進について
 - ・シティプロモーションの充実
 - ・地域や民間主体による移住者受入の体制づくり
 - ・移住希望者と地元求人企業とのマッチングなど、仕事に関する支援の仕組みづくり
 - ・空き家所有者の把握や空き家利用に係る所有者の理解
 - ・首都圏から地方への移住者が空き家を利用する際の国からの直接的財政支援
 - ・関係人口の創出、関わりのある人材と地域との継続的なつながり

(3) 提言（骨子素案）の作成【6月～8月】

- ・第1回会議の資料及び構成市の意見を基に要点を整理し、提言（骨子素案）を作成。
※当初、人材確保を促す取組として大きく3項目を焦点としていたが、地方への人材還流を進めるためには、地方での修学促進、就業促進の両輪が連携して機能することで、地方への新しいひとの流れの受け皿ができ、地方移住の推進につながるとの考えに基づき、提言項目を2項目に整理（①地方における若者の修学・就業の促進、②地方移住の推進）。
- ・提言（骨子素案）について構成市へ意見照会し、意見を基に修正。

【提言の構成】

- ① 地方における若者の修学・就業の促進
 - ・特色ある地方大学と中核市の連携にかかる取組への支援の充実
 - ・地方における就業の支援
 - ・企業の地方拠点の強化や本社機能の移転支援
- ② 地方移住の推進
 - ・地方移住希望者への支援
 - ・地方移住のための居住環境等整備
 - ・地域との多様な関わりの促進

(4) 第2回プロジェクト会議【8月22日】

- ・提言（骨子案）を会議資料として、出席8市により意見交換。
主なご意見等は以下のとおり。

【主なご意見等】

- 地域との多様な関わりの促進においては、首都圏の大学との関係人口づくりや海外の友好都市から優秀な人材にきてもらう仕組みづくりの視点も必要である。
- 中核市が一定の人口集積機能を備えることで、様々な社会機能が成り立ち、その効果を周辺の市町村へ波及させる役割を果たしているという点を踏まえた、中核市としての提言としてはどうかと考える。
- 2020年東京オリンピックで一層の東京一極集中が進んできている中で、国においては共生社会ホストタウンといった施策等を通じて、東京一極集中が進むことのないような施策展開の考え方をもってもら必要がある。

(5) 提言案の作成【9月～10月】

- ・第2回会議の資料及び構成市の意見を基に提言案を作成。
- ・提言案について全中核市へ意見照会し、意見を基に提言案を修正。
- ・第3回プロジェクト会議（10月19日）において、提言案の最終確認・承認

3. 今後の活動予定

- ・11月中旬 国への提言活動

スポーツを核としたまちづくりプロジェクト活動報告

1 これまでの活動状況

(1) 第1回プロジェクト会議に向けた準備（4月～5月）

- ・スポーツを核としたまちづくりに向けた現状と課題を探るため、第1回プロジェクト会議の発言要旨として構成市に対し意見照会
- ・活動計画（案）の作成

(2) 第1回プロジェクト会議（5月14日）

- ・活動計画（案）の承認
- ・(1)の発言要旨を資料として出席12市により現況・課題等について意見交換を実施し、会議後に以下のとおり論点を整理

論点 1

地域資源を生かしたスポーツイベントの開催、国際規模の競技大会、合宿の誘致等によって、交流人口の拡大や地域コミュニティの形成・強化に積極的に取り組む地方公共団体に対する財政支援が必要ではないか。

【主な意見】

- ◆国際大会誘致を契機に、継続して国内外の大規模大会誘致、スポーツツーリズム、シティプロモーション、にぎわい創出等のまちづくりの取り組みを継続して行うことができるよう、各種団体や民間企業を巻き込む仕組み作りが必要である。
- ◆一過性のイベントではなく、観光戦略、国際交流など幅広い施策へ展開することで、地域、経済の活性化につなげていく必要がある。
- ◆ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた人的・文化的な交流を深めているが、国からの財政支援は、交流を深める上で大きな役割を果たしているため、大会終了後も交流を続け、自治体のレガシーとして定着するまでは堅持して欲しい。

論点 2

地域スポーツコミッションの設立や地域資源を生かしたスポーツツーリズムの資源開発、経営的に自立したスポーツ関連組織の創出等に向けた取組に対する継続的な支援が必要ではないか。

スポーツの成長産業化及びスポーツによる地域の活性化の実現に向けた、国からの効果的かつ即効性のある施策が展開されていないのではないか。

【主な意見】

- ◆スポーツツーリズム、シティプロモーション等に取り組むにおいて、スポーツを観光資源として戦略的に活用し、まちづくりや地域活性化につなげるため、また行政とスポーツ団体、観光産業などの民間企業が一体となって推進するために「地域スポーツコミッション」の構築が必要である。

◆総合型地域スポーツクラブが各地域でそれぞれの特色を生かし、地域住民の健康づくり、生きがいづくり、地域づくりを推進しているが、各クラブにおいて会員や財源の確保、事務局員、スポーツ教室の指導者の確保等が課題となっていることから、地域スポーツの担い手である総合型地域スポーツクラブの運営などにおける支援の方策等を検討する必要がある。

論点 3

スポーツ施設の集約・複合化等による公共施設の総量の最適化に取り組みながら、地域交流の拠点となるスタジアム・アリーナの整備等を通じてまちづくりや地域スポーツ振興を推進している地方公共団体に対しての財政的な支援が必要ではないか。

効率的かつ効果的な施設整備及び収益力のある管理運営の実現に向け、民間の資金や経営能力、技術力の積極的な活用を進める地方公共団体の取組を後押しするため、優遇税制の導入や資金調達に対する支援等、民間事業者等の参入を促進する実効性の高い支援策の検討が必要ではないか。

【主な意見】

- ◆市全体を俯瞰しながら、既存公共施設との役割分担や複合化など、ファシリティマネジメントの観点からその機能や規模を検討していく必要がある。
- ◆スポーツ庁及び経済産業省の取組みに沿った地方公共団体のスタジアム・アリーナ構想の推進への支援の拡充及び施設整備に対する支援が必要である。
- ◆新アリーナを核としたまちづくりの観点からまちの活性化に関する支援及び民間投資への税や資金調達に対する支援の充実が望まれる。

(3) 提言素案の作成（5月～7月）

- ・国の施策の状況及び構成市の意見をもとに提言素案を作成
- ・担当者会議（7月23日）において論点と提言素案を説明、意見を集約
- ・担当者会議開催に併せ、スポーツを核としたまちづくりに向けた国の動向や他の地方公共団体の事例を研究するため、(株)日本政策投資銀行 地域企画部 桂田氏を講師として招聘し、担当者向けに講演会を実施
- ・提言素案について構成市へ意見照会

(4) 第2回プロジェクト会議（8月22日）

- ・提言素案に対する構成市からの修正意見をもとに意見交換
⇒提言案の承認

(5) 提言案に対する全中核市への意見照会（9月13日～28日）

- ・意見をもとに提言案を修正
⇒第3回プロジェクト会議（10月19日）において最終的な提言案を承認

2 今後の活動予定

- 10月19日 中核市市長会議において提言案の採択
- 11月15日 国への提言活動

幼児教育・保育の無償化に関する提言(案)

現在、国で検討が進められている幼児教育・保育の無償化については、施設の利用者やその運営事業者と直に接する中核市をはじめとした各自治体がその実務を担うこととなるが、中核市、運営事業者、利用者のいずれにも大きな影響が生じる。また、その財源を、消費税率引上げに伴う増収分に求めているが、この中には地方固有の一般財源である地方消費税交付金も含まれており、その使途を国が事実上指定するような政策の実施は、地方分権の観点から望ましいものではない。

しかしながら、我々中核市は、住民に最も身近な基礎自治体としての責務を果たすべく、円滑に無償化施策を実施する観点から、平成 30 年 8 月 16 日付け「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置等に関する緊急提言」をはじめとした要請を行ったところである。この緊急提言等に基づき、引き続き、実施スケジュール等について、中核市と十分に協議し、その意見を反映しながら検討を進めていただくことを改めて求めるとともに、今後、国の予算編成等の中で検討がなされる事項について、次のとおり提言する。

1 財源確保について

無償化に際しては、システム改修経費等の事務費も含めて、地方に新たな財政負担を生じさせることのないようにすること。

あわせて、具体的な財政措置の検討に当たっては、幼児教育・保育サービスの提供の状況が中核市ごとに異なること、また、新制度未移行の私立幼稚園や公立保育所・公立幼稚園が多い中核市は財政負担の大幅な増加が見込まれることを踏まえ、幼稚園就園奨励費補助に係る国庫補助率の引上げや、公立保育所等に係る国による財源措置を行うこと。

2 待機児童の解消と保育の質の向上に係るさらなる支援の必要性について

無償化の実施に伴い、その対象とならない 3 歳未満児を含めさらなる保育需要の拡大が見込まれることを、大半の中核市が懸念している。無償化の実施と合わせて、これまで以上に踏み込んだ待機児童解消策や保育の質の向上に向けた取組が必要であり、財源の確保も含め、これらを一体的に国の責任において実施すること。特に、深刻な保育士不足への対応としての一層の処遇改善等の推進、保育の受け皿としての保育所等の整備に係る補助率の嵩上げの継続について、国において財政措置をはじめとしたこれまで以上の支援を行うこと。

また、中核市では、無償化の対象となる認可外保育施設に対し、設置届の受理や保育の質の向上のための支援、指導監督等を行っている。無償化によりこれらの業務量の増加が見込まれる中、これまで以上に質の向上に向けた取組が必要であることから、保育の質の確保や子どもの安全確保に関する指導・助言を行う巡回支援指導員の配置に係る経費等について、十分な財政措置を講じること。

平成 30 年 月 日

中核市市長会

「地方への人材還流」に向けた取組に関する提言（案）

日本の総人口は、平成 20 年をピークに減少局面に入り、地方自治体においては、直面する人口減少問題を克服するために「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、各地域の特色を活かした様々な施策により地方創生の推進に向けて取り組んできたところであるが、東京圏への転入超過は 22 年連続となっており、深刻な状況となっている。

とりわけ、地方における 15 歳～29 歳の若者人口については、大幅に減少している一方で、東京圏では 15 歳以上の就業者が増加するなど、労働力の偏在化が一段と顕著に表れている。加えて、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて、ますます東京圏への一極集中に拍車がかかることも懸念される。

このような中、地方における拠点都市である中核市では、一定の人口集積機能を備えることで様々な社会機能が成り立ち、その効果を周辺市町村へ波及させる役割を果たしていることから、今後ますます地方都市の「人口ダム」として、近隣市町村と連携し、人口減少問題対策を講じていく役割が強く求められている。

ライフスタイルや価値観の多様化を受け、豊かな自然環境の中での暮らしや、自身の趣味・生き方が実現できる場所を求めて、東京圏から地方都市への移住を考える若者が増加傾向にある中、中核市市長会では地方への人材還流を実現するために、新しいひとの流れの受け皿となる「修学」と「就業」を両輪として連動させるとともに、地方へ多様な人材を呼び込む「地方移住」を一体的に進めていくことの必要性を確認し、共有したところである。

中核市市長会は、若者を中心とした「地方への人材還流」を実現するための積極的な措置が講じられるよう、国に対し以下のとおり提言する。

《地方における若者の修学・就業の促進》

1 特色ある地方大学と中核市の連携にかかる取組への支援の充実

地方大学は、地域内外から人材を集め、育成し、地域へ供給する役割を果たすとともに、地域課題の解決に向けたシーズの提供を行うなど、地方創生を推進する上では欠かせない存在となっている。

各中核市においては、大学設立・学部設置の支援をはじめ、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」などを通じ、官学連携による様々な取組を展開しているところである。また、国が新たに進めている施策は、地域における大学振興及び若者の雇用機会創出による若者の修学・就業の促進を図るものであり、中

核市の抱える課題の解決に大きく寄与するものであることから、中核市と大学が今後もより一層連携し、地域における産業振興や特色ある地方大学づくりを通じ、地方創生の取組を長期的に進めることができるよう、施策の拡充を図られたい。

2 地方における就業の支援

地方の高校・大学の卒業者の多くは、雇用条件や労働環境が整備されている東京圏への就職志向が強いことから、多くの中核市においては若者の地元定着率が低迷し、東京圏への人材の集中に更なる拍車をかけるなど、地方における人材確保は厳しい状況となっている。

これらの解消に向けて、社会情勢にあった雇用関係助成金の柔軟な制度の見直しを図るなど、地方企業が若者の求める雇用条件や労働環境の整備等に、より積極的に取り組むことができるような支援措置を講じること。また、措置を講じる際は、地方の財政負担を最小限にとどめること。

3 企業の地方拠点の強化や本社機能の移転支援

地方への人材還流を実現するためには、東京圏への一極集中の是正と地方経済の活性化を実現し、地方における安定かつ良質な雇用を創出するとともに、若者の地元定着率を高める必要がある。

国としても地方拠点強化税制を整備し、企業の東京 23 区からの本社機能の地方移転・地方にある企業の本社機能の強化支援に取り組んでいるものの、現時点では制度の利用は一部の企業にとどまっているのが現状である。

については、地方への企業の本社機能の移転や拡充を促進するために、政府関係機関の地方移転を着実に推進することにより、企業等の地方移転への潮流を起こすこと。併せて、企業側のメリットとなる直接的な財政支援と、地方拠点強化税制の期間延長及び更なる要件緩和を図られたい。

《地方移住の推進》

1 地方移住希望者への支援

大学進学や就職をきっかけとした東京圏への若者の流出を抑制し、若者を地方へ呼び戻すためには、地方都市での暮らしの魅力を広く発信するとともに、大都市圏と地方との経済格差を是正し、若者が地方移住に踏み出すためのインセンティブとなるような支援が必要となる。

国は平成 30 年 6 月に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2018」を策定し、わくわく地方生活実現政策パッケージにおいて、若者を中心とした U I J ターン対策の抜本的強化を掲げており、若者等が夢や希望を抱いて地方へ移住する動きを加速化させるために、東京圏から地方へ移住して就職・起業する者に対する

給付制度を創設する方針を示している。

については、地方との連携の下、国が先頭に立ち、地方生活の魅力を積極的に発信するとともに、地方の財政負担を最小限にとどめた、地方移住希望者の就業に向けた地元企業とのマッチングや起業に対する実効性の高い支援措置を講じること。

2 地方移住のための居住環境等の整備

地方への人材還流を実現するためには、居住環境等の整備が重要であり、地方は空き家の掘り起こしや空き家バンク制度の創設、国の補助制度を活用した空き家改修等に取り組んでいるところである。

しかしながら、地域の実情として、空き家所有者の把握が困難であることや、空き家の改修にかかる所有者負担が大きいことなどから、空き家活用の理解が得られないなど、空き家を活用した居住環境等の整備に苦慮している状況にある。

このことから、必要に応じて専門家等と連携した建物所有者情報の利用・提供に関する仕組みの構築に向けた支援など、より実効性の高い支援措置を講じるとともに、空き家の利活用促進を目的とした耐震改修やリフォームに対して、さらなる財政措置の拡充を図られたい。

3 地域との多様な関わりの促進

近年、移住という形にこだわらず、地域や地域の人々と多様な関わりを持ち、地域の応援団となる「関係人口」が注目されている。中核市の中でも、東京圏の大学や友好・姉妹都市との交流、さらには専門的な人材確保のために海外にまで視野を広げた多様な関係人口づくりに取り組んでいる自治体もある。

将来的な移住の可能性を広げるためには、直接的な移住のみならず、「交流」や「関わり」に視点をおいた関係人口づくりに向けた取組も今後重要になると考える。

については、東京圏等に暮らす住民が「関係人口」として地域の応援や地域の課題解決に向けた取組に積極的に関わることができるよう、その実施に伴う財政措置をはじめとした十分な支援策を講じること。

平成30年10月 日

中核市市長会

スポーツを核としたまちづくりに向けた提言（案）

世界最大級のスポーツイベントである「ラグビーワールドカップ2019」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」及び「ワールドマスターズゲームズ2021関西」が連続して開催される、いわゆる「ゴールデン・スポーツイヤーズ」の到来に向けて、スポーツ産業には、今後、我が国の基幹産業の一つとして成長していくことが期待されており、プロスポーツの活性化、スタジアム・アリーナへの投資、健康寿命の延伸や体力づくり志向の産業拡大等への関心も高まっている。

これに呼応するように、昨年3月に国が策定した第2期スポーツ基本計画においては、スポーツを通じた経済・地域の活性化を図るための具体的な施策を示し、「スポーツを通じた地域活性化」に向けて、地域スポーツコミッションの設置数を増加させるとともに、スポーツ目的の訪日外国人旅行者数及びスポーツツーリズム関連消費額を拡大することを、「スポーツの成長産業化」に向けて、スポーツ市場規模を5.5兆円（2012年）から15兆円（2025年）に拡大することを目標として掲げている。

一方、地方自治体においては、地域に密着したプロスポーツチームの公式戦や各種スポーツ競技の国際大会、スポーツを観光資源としたイベントを開催するなど、地域活性化を図るための取組を積極的に推進してきたところであるが、この好機を逃さず、これまでの取組を更に継続・発展させ、事前キャンプ等を通じた大会参加国や地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図るなどして、地域の「レガシー」を創出することが求められている。

また、これまでに整備された公共施設等の多くが老朽化し、更新時期を迎えつつある中、スタジアム・アリーナの新規整備だけではなく、既存のスポーツ施設の維持管理や改修、更新に要する多大な財政負担が大きな課題となっている。

ついては、スポーツを核としたまちづくりを推進し、経済・地域の活性化を図るため、次の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

- 1 スポーツを核とした地域の活性化、スポーツの成長産業化及びスポーツ参画人口の拡大の実現に向け、即効性かつ実効性を有する具体的な施策を次年度の未来投資戦略へ明記すること。
- 2 地域資源を生かしたスポーツイベントの開催や国際規模の大会・合宿の誘致等による交流人口の拡大と地域の活性化に積極的に取り組む地方公共団体に対して、財政的な支援を講じるとともに、地域におけるスポーツコミッションの設立やスポーツツーリズムの資源開発、経営的に自立したスポーツ関連組織の創出等に向けた取組を継続的に支援すること。
- 3 スポーツ施設の集約・複合化等による公共施設の総量の最適化に取り組みながら、地域交流の拠点となるスタジアム・アリーナの整備等を通じてまちづくりや地域スポーツ振興を推進している地方公共団体に対しての財政的な支援を講じるとともに、老朽化した施設が多くある中、効率的かつ効果的な施設整備及び収益力のある管理運営の実現に向け、民間の資金や経営能力、技術力の積極的な活用を進める地方公共団体の取組を後押しするため、優遇税制の導入や資金調達に対する支援等、民間事業者等の参入を促進する実効性の高い支援策を検討すること。

平成30年 月 日
中核市市長会

平成31年度税制改正に関する要請について

1 「平成31年度税制改正に関する要請」作成の考え方について

(1) 草案の考え方

- 昨年度の「平成30年度税制改正に関する要請」をベースとする。
- 会員市から要望案を募集し、新規要望・継続要望・削除要望を検討する。
- 8月末に各省から要望された項目について影響のあるものを検討し、要望事項へ反映する。
- 政府税制調査会での検討状況から把握した、平成31年度の税制改正において重要と考える事項について検討の上、要望事項へ反映する。
- 以上の考え方をもとに、「平成31年度税制改正に関する要請（草案）」を作成した。

(2) 原案の考え方

- 会員市へ意見照会を行い、提出された意見を草案に反映する。
- 会長市・役員市の最終調整を経て作成した。

2 「平成31年度税制改正に関する要請（原案）」について

※「平成31年度税制改正に関する要請（原案）」参照

3 「平成30年度税制改正に関する要請」との変更点について

- 要請項目 全13項目（昨年度、10項目）
 - ①昨年度の要請内容を修正（一部・全面）のうえ、継続要望（10項目）
 - ②各市提案による新規要望（3項目）

4 今後の予定について

- 10月19日（本日） 中核市市長会議に提案
- 11月15日（予定） 政党、関係省庁への要請活動実施

平成31年度税制改正に関する要請（原案）

中核市については、地方自治法その他の法令に基づき事務配分の特例が設けられ、権限移譲がなされた多くの事務を都道府県に代わり行っているにもかかわらず、地方税制は画一的であり受益と負担の関係に不均衡が生じている。

中核市が真の地方分権に向けてその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であるが、前述した理由等により現状は極めて厳しい財政状況にある。

よって、平成31年度税制改正に関し、特に以下の事項について十分配慮するよう強く要請する。

1 固定資産税の安定的確保

固定資産税は、市町村税収の大宗を占める基幹税目として、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできないものであり、その税収の動向は、中核市を含めた基礎自治体の行財政運営を大きく左右するものであることから、制度の根幹を揺るがす見直しは行うべきではなく現行制度を堅持すること。

なお、平成30年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の期限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大は断じて行わないこと。

2 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、中核市の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、法人実効税率を更に引き下げるに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、中核市の行財政運営に支障が生じないよう必要な財源措置を講じること。

3 法人住民税の中間申告納付制度の見直し

法人住民税の中間申告納付は、当該年度の決算確定前の納付であるため、確定申告額が中間申告納付額を下回る場合、税額の還付となる。その際、中核市を含めた基礎自治体に非がないにも関わらず、市中金利を大きく上回る割合で還付加算金が生じ、中核市を含めた基礎自治体への財政的な負担が非常に大きいため、還付加算金の適用を除外するなど、法人住民税の中間申告納付制度を見直すこと。

4 車体課税の見直しに当たっての対応

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）や自動車重量税に係るエコカー減税の見直し・延長に当たっては、中核市の行財政運営に支障が生じないようにすること。さらに、今後、仮に自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討を行う場合には、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

5 ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に対する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

6 消費税率10%への確実な引上げ等

① 社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、平成31年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%への引上げを確実に行うこと。

また、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることがないように、消費税・地方消費税率が引き上げられるまでの間において必要な財源を確保すること。

② 消費税率10%への引き上げ時に導入が予定されている軽減税率制度については、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることから、確実に代替財源を確保すること。

③ 地方消費税の地方への配分に当たっては、可能な限り経済活動の実態を踏まえたものにする。

7 個人所得課税における人的控除等の見直し

① 個人所得課税における人的控除等のあり方の検討については、個人住民税が応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえつつ、真に経済的弱者への配慮も考慮して検討すること。

② 今後、個人所得課税改革をさらに進めるに当たっては、近年の税制改正により複雑化している個人住民税の制度について、納税者が理解しやすい簡素な仕組みとなるよう整理合理化を図ること。

8 ふるさと納税ワンストップ特例制度の見直し

ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。

9 地方法人課税の偏在是正における地方意見の反映

「地方間における税源の偏在是正」及び「財政力格差の縮小」を進めるに当たっては、企業誘致や地域の産業・経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている中核市の努力が損なわれることなく、地方税財源の拡充・強化等と一体的に行われるよう配慮することが望ましい。

したがって、法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進めるに当たっては、地域の経済活動の中心として大企業の多くの支店が集中し、より一層の社会経済基盤整備の財源を必要とする中核市を含む地方側と十分に協議したうえで、制度設計を行うこと。

10 地方税における税負担軽減措置等整理合理化

地方税における非課税措置等については、税負担の公平確保の見地から、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう慎重に検討するとともに、効果が明らかでないものについては、速やかに整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

11 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に向けては、地方の森林整備等が円滑に実施できるよう、制度の詳細について地方の意見を十分に踏まえるとともに、関連法案を平成31年通常国会において確実に成立させること。

また、国民に等しく負担を求めるものであることから、都市・地方を通じて理解が得られるよう、納税者や市区町村に対する周知・説明を十分に行うこと。

12 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

国民健康保険税の軽減判定所得を捉える際に、所得税青色申告による純損失の繰越控除が行われた該当者等については、軽減判定所得の算出方法が専門的かつ過大に複雑であり、間違いを生じやすい現状のため、市区町村の事務負担が大きくなり、間違いが生じにくい算出方法へ抜本的に制度の見直しを行うこと。

13 租税債権者による自動車の所有権代位移転登録の実現

滞納処分のための差押えに当たり、所有権留保付き自動車で割賦代金が完済されている場合、租税債権者の代位や監督官庁の職権による自動車の所有権移転登録が可能となるよう制度を見直すこと。

平成30年 月 日

中核市市長会

【議事 6】

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会について

1 会員加入状況及び世話役

<会員加入状況：H30. 8. 10 現在>

政党名	衆議院	参議院	計
自由民主党	67	55	122
公明党	6	13	19
国民民主党	13	13	26
立憲民主党	8	3	11
日本維新の会	1	4	5
希望の党	0	2	2
日本共産党	2	0	2
自由党	0	1	1
三重民主連合	1	0	1
無所属	7	6	13
計	105	97	202

<世話役>

区分	自由民主党	公明党	国民民主党	立憲民主党
会長	(衆)衛藤 征士郎	—	—	—
幹事	(衆)加藤 勝信	(衆)古屋 範子	(衆)岸本 周平	(衆)逢坂 誠二
幹事	(参)金子 原二郎	(参)西田 実仁	(参)増子 輝彦	—
副幹事	(参)江島 潔	(参)谷合 正明	—	—
副幹事	(参)古賀 友一郎	—	—	—

(敬称略)

2 国会議員の会による世話役会、緊急集会、緊急要請

(1) 世話役会の開催

開催日時：平成30年9月28日(金) 10時から

場所：衆議院第一議員会館 1階 第一面談室

出席者：世話役議員3名

内容：世話役(幹事)の就任について

大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請(案)について 等

(2) 緊急集会の開催

開催日時：平成30年9月28日(金) 10時30分から

場所：衆議院第一議員会館 1階 多目的ホール

出席者：国会議員81名(うち、代理67名)

内容：世話役(幹事)の就任について

大規模地震及び豪雨災害に関する緊急要請(案)について 等

(3) 緊急要請の実施

要 請 日：平成30年9月28日（金）

要 請 先：石井 啓一 国土交通大臣

小此木 八郎 内閣府特命担当大臣（防災）

参 加 者：世話役会長 衛藤 征士郎 衆議院議員

世話役 古屋 範子 衆議院議員

世話役 岸本 周平 衆議院議員

3 会員勉強会の開催

○中核市市長会に対する理解の深化、協力促進などを目的とした勉強会を開催

開催日時：平成30年11月15日（木）

11時50分から12時40分まで（予定）

場 所：衆議院第一議員会館 地下1階 大会議室

出席予定：国会議員の会会員議員、中核市市長会会員市長等

平成30年度 指定都市市長会及び全国施行時特例市市長会との連携事業

1 三市長会連携事業

(1) 三市長会共同提言（9月27日実施）

「人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言」

【提言項目】

- ・三市長会との定期的な協議の場の設置
- ・地方創生の一層の推進と東京一極集中の是正
- ・地方制度改革の一層の推進
- ・地方税財政制度の再構築
- ・子ども・子育て支援の充実
- ・災害復旧・復興や安全・安心な施設整備に向けた財政措置の拡充等

・ 総務省 野田聖子大臣及び内閣府 長坂康正政務官へ手交

(2) 会長・連携担当市長会議（9月27日実施）

[議題]三市長会共同提言の採択

(3) 経済団体との連携

ア 対象団体

日本経済団体連合会、日本商工会議所（以下「日商」）、経済同友会

イ 経済団体との連携（交流）事業

日商：各自治体と商工会議所との優良連携事例の共有

事例集収実施（9月20日期限）、事例集作成に向けて調整中

ウ 今後の連携（交流）事業案

経済同友会：経済同友会の部会研修会への参加

(4) 三市長会連携職員勉強会（1回、2月初旬（実施予定））

全国施行時特例市市長会にて調整中

2 中核市市長会と全国施行時特例市市長会の連携事業

(1) 中核市サミット、全国施行時特例市市長会秋季総会への相互参加

全国施行時特例市市長会秋季総会（10月24日）

中核市市長会から連携担当市長が出席予定

※中核市サミットは平成30年7月豪雨により開催中止

(2) その他

ア 共同提言・緊急要請等（必要に応じて実施）

イ 合同役員・連携担当市長会議（8月22日）

・中核市市長会・全国施行時特例市市長会役員及び連携担当による会議

平成 31 年度 事業計画案について

I. 市長出席会議等

1 中核市市長会議

- 総会【5月29日(水)】、市長会議【8月】、市長会議 in 長野【長野市 11月1日(金)】
 - ✓ ただし、8月の市長会議は、市長間で協議すべき特段の案件がない場合は不開催とする。

2 役員市長会議【4回開催(市長会議同日及び平成 32 年1月)】<役員市>

3 プロジェクト会議【3回程度開催(総会・市長会議同日又は前日)】

- ✓ ただし、会議の目的・開催回数・開催時期は、各プロジェクト幹事市が決定する。

4 総務大臣と中核市市長との懇談会【8月(全国施行時特例市市長会と同時開催)】

5 中核市サミット 2019 in 長野【長野市 10月31日(木)～11月1日(金)】

6 中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会

- 世話役議員と役員市長との懇談会【8月】<役員市・構成市>、勉強会【11月】

7 国及び関係機関に対する提言等<役員市、幹事市、担当市>

- 国の施策及び予算に関する提言【総会(5月)同日 他】、プロジェクト提言、税制改正要望【11月】
- 国に対する緊急的な提言等【必要時随時】

II. 関係団体との連携

1 指定都市市長会、全国施行時特例市市長会との連携

- 三市長会連携担当市長会議<担当市>、会長・連携担当市長会議<会長市・担当市>
- 全国施行時特例市市長会との合同役員市長会議
- 経済団体との連携について検討
- 経済同友会との意見交換会<役員市等>の開催を検討

2 全国市長会等との連携【必要時随時】

※ < >で出席市等を記載している会議以外は全市対象。

※ 開催地の記載のない行事はすべて東京開催。

【平成 31 年度の主な会議等の年間予定】

市長出席会議等	
4 月	
5 月	総会、プロジェクト会議
6 月	
7 月	役員市長及び希望する市長が出席対象 開催については幹事市が決定
8 月	総務大臣と中核市市長との懇談会、市長会議、プロジェクト会議
9 月	
10 月	中核市サミット 2019 in 長野、市長会議 in 長野、プロジェクト会議
11 月	市長会議 in 長野、国会議員の会勉強会
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

※ 全市長又は希望する会員市長が出席対象となる会議のみ抜粋。

【議事 10】

平成 18 年 3 月 24 日

中核市サミット開催市の決定方法について

- 1 開催市は、開催の前々年度に、開催希望調査を実施して決定する。
- 2 開催希望調査は全市を対象に実施し、当該年度の開催を希望する市が 1 市のみであった場合はその市に決定し、開催希望が複数市ある場合は以下により決定する。
 - (1) 未開催市を優先する。この場合、さらに同一地域ブロック内の連続開催とならない開催希望を優先する。
 - (2) (1) において開催市が決定しない場合は、事務担当者会議の席上において公開抽選を行う。
- 3 開催を希望する市がない場合は、過去の経緯等を踏まえ、役員市が調整する。

参考

地域ブロックの区分	ブロック内都市数 (H30.4.1時点)	サミット開催都市数 ※現在政令市を除く。()内はH31開催予定の長野市。	サミット未開催市数	開催都市名 ※カッコ内は現在政令市
北海道・東北	9	3	6	H22 郡山市、H24 青森市、 H28 いわき市
関東	10	2	8	H19 横須賀市、H27 前橋市
北信越・東海	7	4 (1)	3	(H9 静岡市)、(H11 新潟市) H13 豊田市、H17 豊橋市、 H18 岐阜市、H31 長野市開催予定
近畿	12	2	10	(H8 堺市)、H12 姫路市 H23 和歌山市
中国・四国	9	5	4	H15 高知市、H20 福山市 H21 松山市、H25 下関市 H26 高松市、※H30 倉敷市 中止
九州	7	3	4	(H10 熊本市)、H14 長崎市 H16 宮崎市、H29 鹿児島市
計	54	19	35	

【議事 11】

「中核市における自治体クラウド実現に向けた研究会」について

1 研究会の目的

中核市における自治体クラウド導入の課題となっている要因を分析し、課題解決に向けた検討を行う。

2 研究会参加市

49市 ※アンケート調査等では、全会員市より協力を得る。

3 調査・研究事項

(1) 自治体クラウド導入によるコストの削減効果の検証

【調査・研究結果】

☑ **共同クラウドの実施により1割～2割程度のコスト削減効果が期待できる。**

〔例〕『住民記録システム』でのコスト削減効果

※RFI参加事業者に対し、共同クラウドと自庁設置方式とのコスト比較（試算）を依頼

事業者	自庁設置方式	共同クラウド導入時の自治体数		
		2市	3市	5市
A社	100.0%	78.6%	71.4%	65.7%
B社		90.8%	87.3%	84.5%
C社		92.3%	86.9%	82.3%
平均		87.2%	81.9%	77.5%

中核市にて導入実績の多い3社を記載

2市共同で導入した場合は約13%削減、5市共同の場合は、約23%の削減効果が期待できる

※『税システム』『国保システム』においても同程度の削減効果が期待できる結果となった。

【今後の対応】

- ・本調達を行えるレベルの調達仕様書等を作成の上、2回目のRFIを実施し、**共同クラウド導入時の見積額の提示**を求める予定。（10月～3月末）

(2) 業者が保有するパッケージシステムの現状等に関する調査

(3) 個別カスタマイズ抑制のための手法の考察

(4) 災害時にも行政サービスを安全に提供できる体制づくりの実現に向けた考察

【調査・研究結果】

☑ RFI参加事業者からの回答を取りまとめ、会員市へ情報を提供。（9月）

〔主な調査結果〕

- ・基幹系パッケージシステムを保有する9社すべて、自治体クラウドへの対応可能、または対応検討中との前向きな回答であった。
- ・各社の個別カスタマイズの現状や抑制策、更なる抑制に向けた意見等を収集。
- ・自治体クラウド導入時の強靱化や災害発生時の対応策等について意見を収集。

【今後の対応】

- ・2回目のRFI（個別カスタマイズへの対応可否など）を実施し、その結果について会員市へ情報提供を行う。（10月～3月末）

(5) 会員市のシステム現況一覧（中核市システム実施状況確認ツール※）の作成

※将来的に中核市間でシステムの共同化を検討する際のデータとしてシステム形態や

更新時期等について一覧として整理するもの

【調査・研究結果】

- ☑ システム現況一覧（中核市システム実施状況確認ツール）を作成し、会員市へ成果品を提供。（10月）

〔中核市システム実施状況確認ツールの構成〕 ※サンプルを別途添付

- ① 機能A：会員市個別の「自治体クラウドの導入推進状況」や「各種業務のシステム概要」等を一覧として示すもの。
- ② 機能B：会員市毎に他の会員市とのシステムや自治体クラウド推進状況の適合性をスコア（ポイント）化し、適合順位を示すことで、中核市間での共同クラウドの検討を容易にするもの。
- ③ 機能C：「機能B」と同様の機能があり、業種毎に適合内容を詳細に示すもの。

4 まとめ（成果等）

- 多くの会員市が参画し、改めて「自治体クラウドの導入」が中核市共通の課題の一つであることを確認。
- その中で、基幹系パッケージシステムを保有する事業者（9社）を含む多くのベンダーが参画し、自治体クラウド導入において重要な課題となる「導入コスト」や「個別カスタマイズの手法」等に関する情報を収集し、全会員市に情報を提供。
- 今後更に、標準仕様書案を作成し、事業者より見積額等の情報を得ることで、会員各市における自治体クラウド導入に向けた検討の容易化を図る。
- 会員各市のシステム状況等を把握する中で、改めて各市のシステム面で多くの相違点（条例・行政組織等）があることを確認。そうした中、本研究会にて会員各市のシステム状況等を簡易に検索できるツールを作成したことにより、少しでも中核市間における共同でのクラウド導入に向けた検討が促進されることを期待。
- 自治体クラウドの導入に際し、導入コストの抑制及び情報通信の安全性を確保するという観点から、L GWAN（総合行政ネットワーク）回線の利用と拡充が強く望まれる。

【議事 1 2】

中核市市長会東京事務所職員派遣に関する新たな手法について

1 調査概要 ※調査期間：9月27日～10月9日

5月の中核市市長会総会での承認事項を踏まえ、事務局案を作成し意向調査を実施。

2 事務局案 ※別紙参照

3 回答結果 ※回答53市（倉敷市は事務局のため除く）

【設問 1】職員派遣市の決定方法について

設 問	回答	構成比
1 事務局案でよい	48 市	90.6%
2 概ね事務局案でよいが、一部補足・追加意見あり	2 市	3.8%
3 事務局案に反対である	2 市	3.8%
★ 選択肢に記入なし	1 市	1.9%

9割以上の市（50/53市）が事務局案でよい または 概ね事務局案でよいが、一部補足・追加意見ありを選択しています。

(意見)

- ・ 輪番順位到来時における各自治体の実情に配慮した柔軟な運用を願いたい。
- ・ 中核市への移行が新しい市からの輪番制が望ましい。
- ・ 職員派遣そのものに反対。
- ・ 全国市長会との連携も含め、中核市市長会の運営や東京事務所のあり方、様々な負担配分の方法について、検討が必要。

【設問 2】職員派遣市への経費負担軽減策について

設 問	回答	構成比
1 事務局案でよい	47 市	88.7%
2 概ね事務局案でよいが、一部補足・追加意見あり	4 市	7.5%
3 事務局案に反対である	1 市	1.9%
★ 選択肢に記入なし	1 市	1.9%

9割以上の市（51/53市）が事務局案でよい または 概ね事務局案でよいが、一部補足・追加意見ありを選択しています。

(意見)

- ・ 今後、各市の負担金に影響が出ない範囲内で、補助制度を構築することを要望する。
- ・ 赴任旅費は東京から遠いほど負担が大きいので、配慮が必要ではないか。
(例) 補助経費：住宅の賃料の2/3以内で年間上限90万円+赴任旅費の2/3
- ・ 派遣職員の住居手配は事務局がすべき。その上で、費用負担は事務局提案の範囲を超える分を年度末に負担金として派遣元に一括請求をしてはどうか。
- ・ 補助額は2/3ではなく対象経費の全額とし、年間限度額は150万円にすべき。
- ・ 会員市の負担を最小にすべきとの考えから、経費は全額中核市市長会より補助すべき。

中核市市長会東京事務所職員派遣に関する新たな手法 事務局案

【I. 職員派遣市の決定方法】

職員派遣市は、以下の順番に決定する。 ※詳細は別紙「輪番表」を参照

- ① 職員派遣・役員就任・サミット開催のいずれの実績もない市
(ただし、中核市移行後5年間は職員派遣を免除する)
 - ② (①に該当する市がない場合) 職員派遣・役員就任・サミット開催の最終実績から最も年数が開いている市
 - ③ (①または②において、複数の市が該当する場合) 中核市移行順
 - ④ (③において、複数の市が該当する場合) 中核市市長会における自治体番号順
- なお、総会で役員就任とサミット開催の決定がなされた段階での、輪番順位の上位の市が次年度の職員派遣市となる。

〔平成30年4月実施の照会結果〕

約8割の市が「中核市移行順による輪番制」を選択

- (①職員派遣の実績がある市を除く：19市、②職員派遣・役員就任・サミット開催のいずれかの実績がある市を除く：23市)

〔総会での決定事項〕

照会結果を踏まえ、中核市移行順による輪番制をベースとして事務局で素案を検討する

〔職員派遣市の決定方法について〕

平成30年4月実施の照会結果及び総会での決定事項を踏まえ、次の考え方にて事務局案を作成。

- 1 中核市の発展にむけて全ての会員市が幅広く参画するルールを設けることで、できる限り公平性を担保しながら、相互理解のもとに本会の安定運営を図る。
- 2 中核市市長会の会員が増加する中で、職員派遣を実施する市だけでなく、プロジェクト等を担う役員就任市やサミット開催市の負担も大きくなっていることを考慮し、職員派遣・役員就任・サミット開催の実績を加味してルール作りを行う。

なお、副所長の派遣期間の重複を避けるため、右表のとおり、平成31年度は、副所長2人のうち1人のみを輪番順位により確定する。

(もう1人は、派遣期間1年として、別途、会長が調整する)

●直近 (H31, H32) の職員派遣市について

派遣年度	副所長①	副所長②
H30 (2018)	八王子市	豊田市
H31 (2019)	輪番順位 1位の市	会長にて調整
H32 (2020)		H31 総会后に 輪番順位 1位の市
H33 (2021) 以降	以下、同様に 決定	輪番順位 1位の市

【Ⅱ. 職員派遣市への経費負担軽減策】

補助対象 : 転居を伴う職員派遣を行う中核市

対象経費 : 派遣職員住居の賃料（管理費・共益費含む）及び赴任旅費

補助額 : 対象経費の3分の2以内とし、年間100万円を限度とする

〔平成30年4月実施の照会結果〕

約8割の市が「経費負担軽減策を実施すべき」を選択

〔総会での決定事項〕

照会結果を踏まえ、経費負担軽減策について事務局で素案を検討する

〔経費負担軽減策（支援内容・当会の財政状況等）について〕

通勤圏外の中核市にとって派遣職員の住宅費は大きな負担であり、負担軽減策を講じる必要があるが、今後の本会の運営に支障をきたすことがないように（会費の増額が必要にならないよう）留意しつつ「補助上限額」及び「補助率」を設定する必要があることから、以下の2点を踏まえ、上記の事務局案を作成した。

1 住居の賃料等の見込み額について

対象経費に昨年度、東京事務所を設けている中核市宛に行った照会では、在京職員の平均の年間賃料約135万円（月額賃料約11万円）であった。

⇒ 住居の賃料及び赴任旅費に対して、一定の助成を行う支援内容（補助率2/3、年間限度額100万円）とする

2 当会の財政状況について

平成30年度予算では、新たに6市加入したことにより、収入が300万円の増加となった。一方で支出は、特段に増加する経費がなかったことから、次年度への繰越し見込み額（予備費に相当）は1,179万円と前年度比267万円の増額となっている。加えて、次年度以降も複数の市が新たに中核市に移行する予定※1となっている。

⇒ 年間300万円（年間限度額100万円×3市分※2）程度の支出であれば、当会の財政運営に支障をきたさない範囲と考える。

※1 中核市移行予定市数：H31：4市、H32：2市（H30.4実施の照会結果）

※2 「3市分」とは、所長1人、副所長2人の計3人分を想定

中核市市長会東京事務所への職員派遣市の決定方法 輪番表

【職員派遣市の決定方法】 職員派遣市は、以下の順に決定する

- ① 職員派遣・役員就任・サミット開催のいずれの実績もない市（ただし、中核市移行後5年間は職員派遣を免除する）
- ② ①に該当する市がない場合職員派遣・役員就任・サミット開催の最終実績から最も年数が開いている市
- ③ ①または②において、複数の市が該当する場合中核市移行順
- ④ ③において、複数の市が該当する場合中核市市長会における自治体番号順

【職員派遣市決定の時期】

総会で役員就任とサミット開催の決定がなされた段階での、輪番順位の上位の市が次年度の職員派遣市となる。

●職員派遣市の輪番順位（平成30年5月総会後の順位。今後の職員派遣等の実施状況により毎年度順位は変動する）

輪番順位 ※カッコは 経過措置期間	会員市	①実績の有無	②最終 実績年度	③中核市 移行年度	④自治体 番号	参考		
						職員派遣	役員就任	サミット開催
1	宇都宮市	無	-	H8	10			
2	富山市	無	-	H8	20			
3	秋田市	無	-	H9	6			
4	旭川市	無	-	H12	2			
5	川崎市	無	-	H15	13			
6	船橋市	無	-	H15	16			
7	岡崎市	無	-	H15	25			
8	東大阪市	無	-	H17	32			
9	函館市	無	-	H17(10月)	1			
10	盛岡市	無	-	H20	5			
11	西宮市	無	-	H20	36			
12	久留米市	無	-	H20	48			
13	高崎市	無	-	H23	12			
14	豊中市	無	-	H24	28			
15	那覇市	無	-	H25	54			
16	枚方市	無	-	H26	30			
17 (H31)	越谷市	無	-	H27	15			
18 (H32)	呉市	無	-	H28	42			
19 (H32)	佐世保市	無	-	H28	50			
20 (H33)	八戸市	無	-	H28(1月)	4			
21 (H34)	福島市	無	-	H30	7			
22 (H34)	川口市	無	-	H30	14			
23 (H34)	八尾市	無	-	H30	31			
24 (H34)	明石市	無	-	H30	35			
25 (H34)	鳥取市	無	-	H30	39			
26 (H34)	松江市	無	-	H30	40			
H31年度以降、新たに中核市に移行した市がここに入る ※H31(予定):山形市、福井市、甲府市、寝屋川市 H32: ...								
27	金沢市	有	H10	H8	21		H8-10	
28	姫路市	有	H16	H8	33	H15-16(注1)	H8-16	H12
29	長崎市	有	H20	H9	49	H19-20(注1)	H13-20	H14
30	松山市	有	H21	H12	46			H21
31	岐阜市	有	H22	H8	23	H21-22(注1)	H17-22	H18
32	郡山市	有	H22	H9	8			H22
33	福山市	有	H22	H10	43		H21-22	H20
34	和歌山市	有	H24	H9	38	H23-24	H23-24	H23
35	大分市	有	H24	H9	51		H23-24	
36	下関市	有	H25	H17(10月)	44			H25
37	高松市	有	H26	H11	47	H23-24	H23-24	H26
38	豊橋市	有	H27	H11	24	H25-27	H19-26	H17
39	奈良市	有	H28	H14	37	H23-28 ※H27-28は2人派遣	H23-28	
40	青森市	有	H28	H18	3	H25	H25-28	H24
41	前橋市	有	H28	H21	11		H27-28	H27
42	鹿児島市	有	H29	H8	53			H29
43	横須賀市	有	H29	H13	19	H28-29	H19-22 H25-29	H19
44	大津市	有	H29	H21	27		H28-29	
45	いわき市	有	H30	H11	9		H29-30	H28
46	倉敷市	有	H30	H14	41	H26-27 H29-30	H25-30	H30
47	高槻市	有	H30	H15	29		H29-30	
48	柏市	有	H30	H20	17	H28-29	H29-30	
49 (H31)	八王子市	有	H30	H27	18	H29-30		
50	豊田市	有	H31	H10	26	H17-18(注1) H30	H11-18 H28-31	H13
51	高知市	有	H31	H10	45		H15-18 H30-31	H15
52	宮崎市	有	H31	H10	52		H19-22 H28-31	H16
53	長野市	有	H31	H11	22			H31
54	尼崎市	有	H31	H21	34		H30-31	
今後、職員派遣・役員就任・サミット開催のいずれかを実施した会員市がここに入る								

(注1)東京事務所を開設した平成23年度以前は、会長市の事務局にて現在の東京事務所業務も担っていた。
H15-16:姫路市、H17-18:豊田市、H19-20:長崎市、H21-22:岐阜市